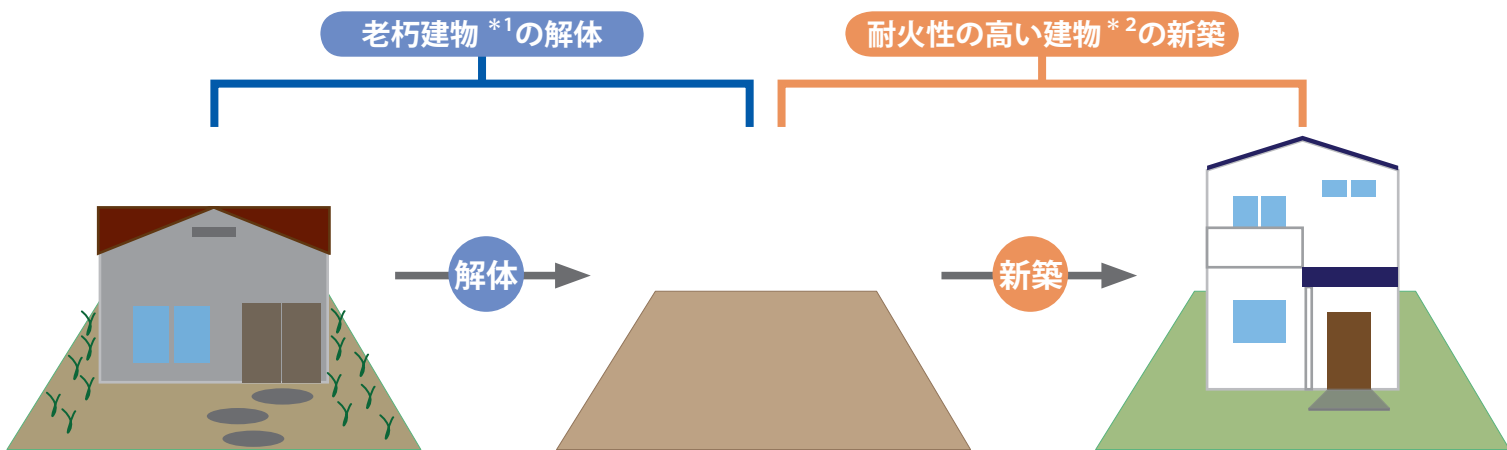


建築物不燃化推進事業補助

# 老朽建物の解体工事や 耐火性の高い建物の新築工事に それぞれ最大**150万円**まで補助します。

補助対象地区は裏面を参照ください。



- \*1 老朽建物 ⇒ 昭和56年5月31日以前に建てられた建物等
- \*2 耐火性の高い建物 ⇒ 建築基準法で規定する耐火建築物や準耐火建築物など、建物内外の火から一定時間耐える性能がある建物

## 補助の対象

補助種別		老朽建物の解体	耐火性の高い建物の新築 <sup>*3</sup>
補助率	重点対策地域 (不燃化推進地域)	3/4	3/4
	上記以外の補助 対象地区	2/3	2/3
補助上限額 <sup>*4</sup>		150万円	150万円
主な補助要件		① 市内事業者への発注 ② 個人、自治会町内会、中小企業者等 <sup>*5</sup> の所有 ③ 市税の滞納がないこと ④ 過去10年以内に横浜市の補助金等を受けていないこと	① 感震ブレイカーの設置 ② 市内事業者への発注 (重点対策地域(不燃化推進地域)の場合は除く) ③ 個人、自治会町内会、中小企業者等 <sup>*5</sup> の所有 ④ 市税の滞納がないこと

\*3 建築基準関係規定により耐火性能強化が義務づけられるもの(例:準防火地域における木造3階建の戸建住宅の新築など)や都市計画道路区域内の建築物の部分を除きます。

\*4 延べ面積による上限金額があります。

\*5 原則として、宅地建物取引業者が不動産の売買又は交換を目的として解体・新築するものを除きます。ただし、建替困難地(西区西戸部町1丁目・3丁目、中区山元町1丁目・2丁目)に該当する場合は、別途取扱いがあります。

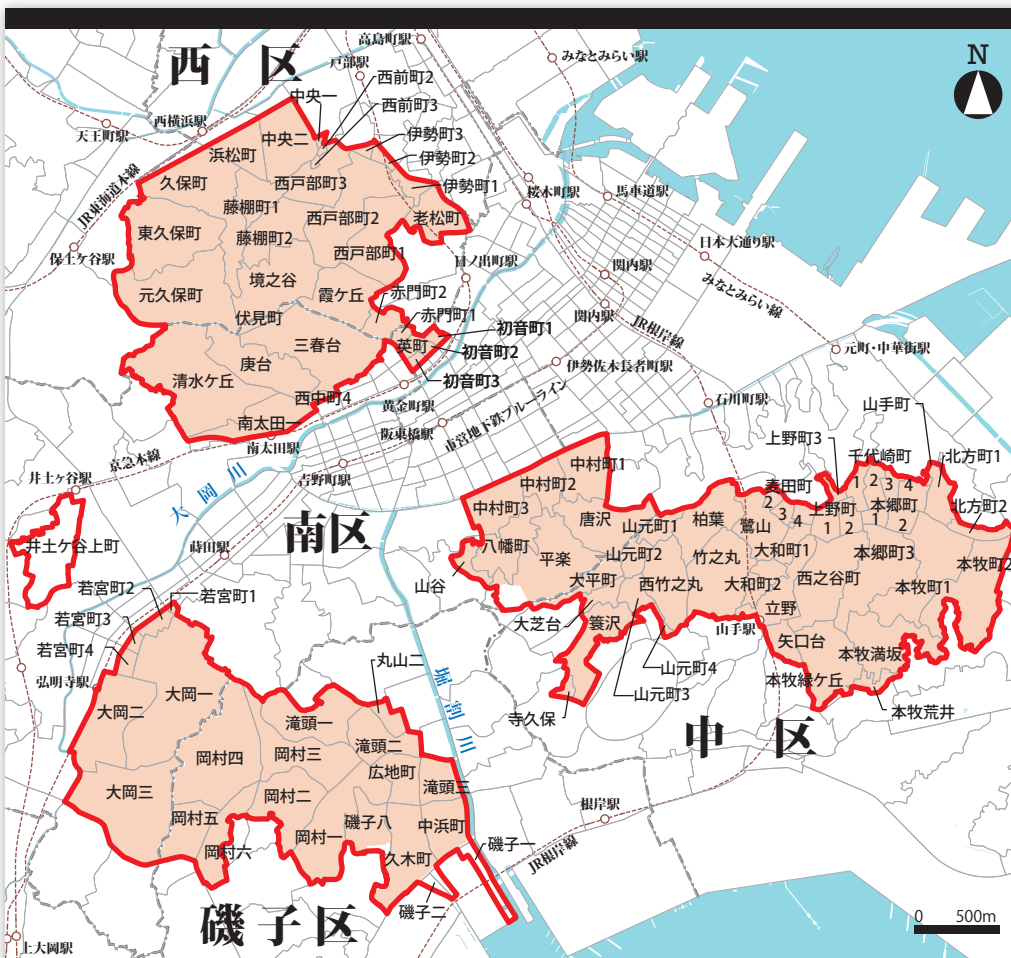
詳しい条件は裏面お問合せ先まで

# 補助対象地区

(注) 下記は概ねの位置を示したものです。詳しい範囲については別途お問い合わせください。

## 凡例

- 補助対象地区
- 重点対策地域（不燃化推進地域）



お問い合わせ  
**横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課**  
 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎29階  
 電話：045-671-3595 F A X：045-663-5225

より詳しい内容は、横浜市のホームページをご覧ください。

横浜市 まちの不燃化 検索

令和6年4月発行